

○ 信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（注）令和三年三月三十一日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前
（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） 第二条 「略」 2 「略」 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 「一〇六 略」 六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項 イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA－CVA、完全なBA－CVA、限定的なBA－CVA又は簡便法）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要 ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための態勢を含む。） ハ SA－CVA採用金庫にあっては、次に掲げる事項	（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） 第二条 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 「一〇六 同上」 「号を加える。」

「七〇九 略」

4

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ〇ハ 略」

二 CVAリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち信用金庫又は信用金庫連合会が使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) SA－CVA

(2) 完全なBA－CVA

(3) 限定的なBA－CVA

(4) 簡便法

ホ〇ト 「略」

「二〇五 略」

五の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ BA－CVAを用いてCVAリスク相当額を算出する信用金庫又は信用金庫連合会にあっては、次に掲げる算出手法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 完全なBA－CVA 自己資本比率告示第二百七十

条の三の三に定めるReduced及びKhedgedにおけるそれぞれ

「七〇九 同上」

4

「同上」

一 「同上」

「イ〇ハ 同上」

「号の細分を加える。」

ニ〇ヘ 「同上」

「二〇五 同上」

「号を加える。」

れのCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額並びにこれらの合計額

(2) 限定的なBA|CVA 自己資本比率告示第二百七十条の三の四の規定により算出する第二百七十条の三の三に定めるReducedの算式における取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額及び限定的なBA|CVAにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

ロ SA|CVA採用金庫にあつては、自己資本比率告示第二百七十条の四の七第二項に定めるリスク・クラスごとに算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びこれらの合計額並びにSA|CVAの対象となる取引相手方の先数

「六〇九 略」

5 「略」

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇七 略」

七の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法 (SA|CVA、完全なBA|CVA、限定的なBA|CVA又は簡便法) の名称及び各手法により算出される対象取引の

「六〇九 同上」

5 「同上」

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇七 同上」

「号を加える。」

概要	ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための態勢を含む。）
ハ SA CVA採用金庫にあつては、次に掲げる事項	(1) CVAに関するリスク管理体制の概要（理事の関与の仕組みを含む。）
(2) CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告状況、CVAエクスポートジャーナルモデル検証部署の関与状況並びに内部監査部署の関与状況を含む。）	
「八〇十 略」	
4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。	
一 「略」	
二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
「イ〇ハ 略」	
ニ CVAリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち信用金庫又は信用金庫連合会が使用する次に掲げる手法ごとの額	
(1) SA CVA	
(2) 完全なBA CVA	
(3) 限定的なBA CVA	
(4) 簡便法	
ホ〇ト 「略」	
「三〇六 略」	
六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項	

「八〇十 同上」	
「同上」	
一 「同上」	
二 「同上」	
「イ〇ハ 同上」	
「号の細分を加える。」	
ニ〇ヘ 「同上」	
「三〇六 同上」	
「号を加える。」	

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己	2 第六条 「略」	（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）	イ B A－C V Aを用いてC V Aリスク相当額を算出する 信用金庫又は信用金庫連合会にあつては、次に掲げる算 出手法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 (1) 完全なB A－C V A 自己資本比率告示第二百七十 条の三の三に定める$K_{reduced}$及びK_{hedged}におけるそれぞ れのC V Aリスク相当額を八パーセントで除して得た 額並びにこれらの合計額 (2) 限定的なB A－C V A 自己資本比率告示第二百七 十条の三の四の規定により算出する自己資本比率告示 第二百七十条の三の三に定める$K_{reduced}$の算式中におけ る取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額並びに 限定的なB A－C V Aにより算出したC V Aリスク相 当額を八パーセントで除して得た額 ロ S A－C V A採用金庫にあつては、自己資本比率告示 第二百七十条の四の七第二項に定めるリスク・クラスご とにS A－C V Aで算出したC V Aリスク相当額を八パ ーセントで除して得た額及びこれらの合計額並びにS A －C V Aの対象となる取引相手方の先数 「七〇九 略」 5 「略」
3 「同上」	2 「同上」	第六条 「同上」	（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） 「七〇九 同上」 5 「同上」

資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。

「一・二 略」

三 信用リスク（第五号に規定するものと並びに第六号及び第六号の二のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項

「イ・ニ 略」

「四・六 略」

六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA－CVA、完全なBA－CVA、限定的なBA－CVA又は簡便法）の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための態勢を含む。）

ハ SA－CVA採用金庫にあっては、次に掲げる事項

(1) CVAに関するリスク管理体制の概要（理事の関与の仕組みを含む。）

(2) CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告状況、CVAエクスポージャーモデル検証部署の関与状況並びに内部監査部署の関与状況を含む。）

「七・十二 略」

「一・二 同上」

三 信用リスク（第五号に規定するものと並びに第六号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項

「イ・ニ 同上」

「四・六 同上」

「号を加える。」

「七・十二 同上」

4	第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する信用金庫連合会にあっては、この項の規定は、適用しない。
一	信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号及び第六号の二のリスクに該当するもの並びに次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項
二	「イ」ニ 略」
二	「略」
「5 ゝ 7 略」	

4	「同上」
一	信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号のリスクに該当するもの及び次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項
二	「イ」ニ 同上」
二	「同上」
「5 ゝ 7 同上」	